

平成29年度 個人市県民税のお知らせ

1. 給与所得控除の改正

給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

	平成26年度～平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の添付書類の義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、「親族関係書類」および「送金関係書類」を申告書に添付または提示することが義務化されます。

※給与等・公的年金等の源泉徴収または年末調整の際に源泉徴収義務者に書類を提出した場合は、確定申告書等への添付または提示を要しません。

親族関係書類

1. 戸籍の附表の写し、国または地方公共団体が発行した書類及び、国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

2. 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（親族の氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの）

送金関係書類

国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの

1. 金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類

2. クレジットカード発行会社の書類またはその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して非居住者である親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金相当額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

※参考 国税庁ホームページ【国外居住親族に係る扶養控除等の適用について】(外部サイト)

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/kokugaifuyou_leaflet.pdf

3. 金融所得課税の一体化

これまで公社債などについては利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なっていましたが、税負担に左右されずに金融商品を選択できるように株式などの課税方法と同一化されます。

平成 28 年度分まで		平成 29 年度分以降（改正後）	
公社債等		特定公社債等（※1）	一般公社債等
利子等	源泉分離課税 20% (所得税 15%、住民税 5%)	申告分離課税 20% (所得税 15%、住民税 5%)（※2）	源泉分離課税 20% (所得税 15%、住民税 5%)
譲渡損益 (売却益)	非課税	上場株式などの譲渡所得として申告分離課税 20% (所得税 15%、住民税 5%)（※2）	一般株式などの譲渡所得として申告分離課税 20% (所得税 15%、住民税 5%)

（※1）特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

（※2）源泉徴収ありを選択した特定口座内の場合は、申告不要

※参考 国税庁ホームページ【金融・証券税制について】(外部サイト)

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/syoken-zeisei.pdf>

4. 損益通算・繰越控除について

従来可能であった「上場株式等」と「一般株式等（未上場株式等）」の間での損益通算ができなくなります。平成 28 年 1 月からは、特定公社債及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税について損益通算と繰り越し控除が可能となります。また、公社債等に対する課税方式の変更により、下記のとおり損益通算と繰越控除の範囲が変更されました。

所得の区分	損益通算	繰越控除
特定公社債等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等	できる	できる
一般公社債等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等	できる	できない

5. セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設（支払日：平成 29 年 1 月 1 日～）

健康の維持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）の購入費の合計が年間 12,000 円を越えた場合、その購入費用（控除限度額 88,000 円）について所得控除を受けることができます。

ただし、本特例の適用と従来の医療費控除との併用はできません。

※参考 国税庁ホームページ【セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との選択適用について】(外部サイト)

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1131.htm>

6. 上場株式等に係る配当所得等の所得税と異なる課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得・譲渡所得の課税について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。平成 29 年度以降は、確定申告において上場株式等の配当所得を総合課税として申告した場合も、住民税において申告不要制度等を選択することができるようになります。例：所得税では総合課税を選択し、市県民税では源泉分離課税（申告不要制度）を選択 等